

議案第 40 号

伊賀市総合計画審議会条例の一部改正について

伊賀市総合計画審議会条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

伊賀市総合計画審議会条例(平成 17 年伊賀市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「前号」を「前各号」に改め、「総合計画に関し」を削り、同号を同項第 5 号とし、同項第 1 号の次に次の 3 号を加える。

- (2) 総合計画の進行管理に関すること。
- (3) 総合計画の評価に関すること。
- (4) 伊賀市自治基本条例(平成 16 年伊賀市条例第 293 号)の見直し等に関すること。

第 3 条第 1 項中「25 人」を「15 人」に改め、同条第 2 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 住民自治協議会の代表者

第 4 条第 1 項を次のように改める。

委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 4 条第 3 項中「第 1 号及び第 2 号」を「第 1 号及び第 4 号」に改める。

第 8 条に次のただし書を加える。

ただし、第 2 条第 1 項第 3 号に関する事項については、市政再生課において行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(伊賀市行財政改革推進委員会条例の廃止)

- 2 伊賀市行財政改革推進委員会条例（平成 19 年伊賀市条例第 36 号）は、廃止する。
（伊賀市総合計画推進委員会条例の廃止）
- 3 伊賀市総合計画推進委員会条例（平成 19 年伊賀市条例第 39 号）は、廃止する。
（伊賀市自治基本条例推進会議条例の廃止）
- 4 伊賀市自治基本条例推進会議条例（平成 24 年伊賀市条例第 38 号）は、廃止する。